

お客様各位

後部反射器の取付位置に関するリコールについて

2013年5月24日、TZ12A型、SK22A型高所作業車の一部の車両について、下記内容のリコールを国土交通省へ届出致しました。

お客様には、大変ご迷惑をお掛け致しますことを、心よりお詫び申し上げます

<リコールの概要>

1. 不具合の内容

高所作業車の架装時に移設した後面灯火器の取付位置が不適切なため、後部反射器の取付位置が道路運送車両の保安基準(後部反射器の反射部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付け)に適合していないものがあります。

2. 改善措置の内容

後部反射器を道路運送車両の保安基準に適合する位置に新設します。

3. 対象車両

表 1 型式別対象範囲

型式	車名	通称名	号機範囲	対象台数
TZ12A型	トヨタ	ダイナ	672592, 679633	2
	日野	日野デュトロ	674977~733407	4 4
SK22A型	トヨタ	ダイナ	679543~686265	3
	日野	日野デュトロ	679146~693290	9 5
			合計	1 4 4

国土交通省届出のシャシ車体番号の対象範囲は表 2 を参照下さい。

4. お客様へのお願い

対象となるお客様には、弊社より別途ご案内をさせていただきます。



表 2 シャシ車体番号の対象範囲

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号 (シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象 車の台数
トヨタ	KK-XZU330		XZU330-0001139~XZU330-0001390 平成13年9月14日~平成15年8月4日	2
	KK-XZU340	「ダイナ」	XZU340-0001514~XZU340-0001575 平成15年8月5日~平成15年10月27日	2
	PB-XZU344		XZU344-0001271 平成17年1月25日	1
日野	KK-XZU330M	XZU330-0001194~XZU330-0001449 平成14年3月12日~平成15年12月11日		8
	KK-XZU340M		XZU340-0001500~XZU340-0001792 平成15年6月17日~平成16年8月26日	34
	PB-XZU334M	「日野 デュトロ」	XZU334-0001066~XZU334-1000052 平成16年10月14日~平成18年10月25日	8
	PB-XZU344M		XZU344-0001116~XZU344-1000115 平成16年11月8日~平成17年12月21日	61
	BDG-XZU334M		XZU334-1000449~XZU334-1002942 平成19年3月27日~平成23年6月29日	28
	(計8型式)	(計 2車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成13年9月14日~平成23年6月29日	(計144台)

(ご注意)

- ・対象車の含まれる車体番号の範囲には、対象とならない車両も含まれています。
- ・対象車の製作期間はご購入の時期とは異なります。

AICHI CORPORATION News Release



<連絡先>

ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお 願い申し上げます。

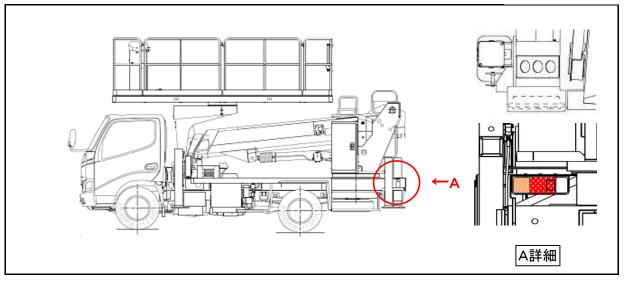
お客様地区	弊社拠点 郵便番号	住所	電話
北海道	北日本支店 〒063-0834	• 北海道 札幌市西区発寒 1 4 条 4-2-70	011-665-1301
東 北	北日本支店 〒983-0035	仙台市宮城野区日の出町 3-4-8	022-236-0421
関 東	東京支店 〒338-0014	さいたま市中央区上峰 1-15-4	048-852-1101
中 部	名古屋支店 〒459-8001	名古屋市緑区大高町丸の内 70-1	052-621-2290
北 陸	名古屋支店 〒930-0177		076-434-2181
関 西	大阪支店 〒532-0027	大阪市淀川区田川 3-9-56	06-6307-4555
中 国	中四国支店 〒739-0151	東広島市八本松町原 10852-57	082-429-2011
四 国	中四国支店 〒769-0102	• 四国 香川県高松市国分寺町国分 59-7	087-874-0808
九 州	九州支店 〒811-2207	福岡県粕屋郡志免町南里 2-26-1	092-935-7693
	さいたま事	業所	240.050.4404

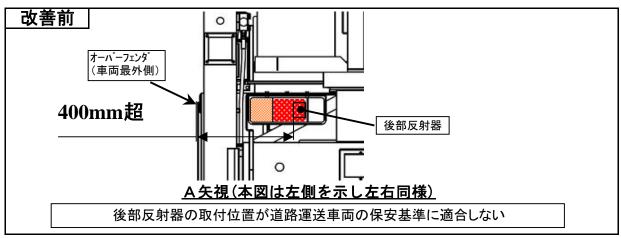
株式会社アイチョーポレーション

〒338-0014 さいたま市中央区上峰 1-15-4 048-852-1104

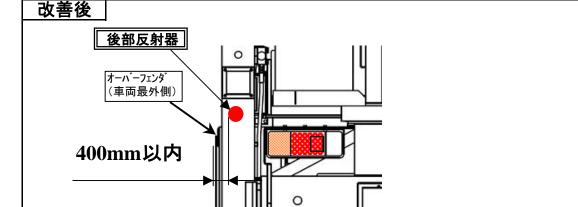
改善箇所説明図











A 矢視(本図は左側を示し左右同様)

]] は新設する後部反射器を示す。

高所作業車において、架装時に移設した後面灯火器の取付位置が不適切なため、後部反射器の取付位置が道路運送車両の保安基準(後部反射器の反射部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付け)に適合しない。

改善措置の内容

後部反射器を道路運送車両の保安基準に適合する位置に新設する。

改善実施済車の識別: 運転席側ドア開口部のドアストライカ付近に、No.3152のステッカを貼付する。